

摂津市議会

# 建設常任委員会記録

平成19年12月11日

議 会 事 務 局

# 目 次

建設常任委員会

12月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第56号所管分の審査 .....	2
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（野原委員）	
議案第66号の審査 .....	4
議案第59号の審査 .....	4
議案第61号、議案第62号及び議案第63号の審査 .....	4
質疑（本保委員、野原委員、原田委員、木村委員）	
議案第57号の審査 .....	19
補足説明（水道部長）	
採決 .....	20
閉会の宣告 .....	20

## 建設常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成19年12月11日(火) 午前10時 開会  
午前11時21分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田平  
委員 本保加津枝 委員 野原修

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝  
土木下水道部長 栗屋保英 同部次長 宮川茂行  
交通対策課長 大砂 涉 同課参事 早川 茂 下水道業務課長 石川裕司  
同課参事 芳浦定行 下水道管理課長 山口 繁 同課参事 渡場修一  
同課参事 川上昭人 下水道整備課長 渡辺勝彦  
水道部長 池田三紀夫 同部次長兼総務課長 乾 富治  
同部参事兼工務課長 林 薫 総務課参事 東田真介

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

### 1. 審査案件(審査順)

議案第56号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第66号 摂津市立自動車駐車場条例及び摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第59号 平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算  
議案第61号 安威川、淀川右岸流域下水道組合同規約の一部を変更する規約制定の件  
議案第62号 安威川、淀川右岸流域下水道組合の解散の件  
議案第63号 安威川、淀川右岸流域下水道組合の解散に伴う財産処分の件  
議案第57号 平成19年度摂津市水道事業会計補正予算

(午前10時 閉会)

○山本靖一委員長 おはようございます。  
ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、年末何かとお忙しい中、建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

きょうは、きのうの本会議で当委員会に付託されました一般会計の補正予算所管分のほか6件についてご審議を賜ることになりますが、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

いつものように、一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、本保委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第56号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 おはようございます。

それでは、議案第56号、平成19年度摂津市一般会計補正予算(第3号)のうち、土木下水道部に係る部分につきま

して、目を追って補足説明をさせていただきます。

補正予算書27ページをお開き願います。

歳出でございますが、款7、土木費、項1、土木管理費、目2、交通対策費につきまして、節13、委託料のうち、自転車利用者指導委託料178万円の増額補正をいたすものでございます。

その内容といたしましては、摂津市立千里丘第1自転車駐車場の建替工事により、JR千里丘駅西側周辺において放置自転車等がふえることが予想されるため、自転車利用者指導員を増員させたことによる増額分でございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 質疑のある方、お受けします。

野原委員。

○野原委員 おはようございます。

今、ご説明いただきましたように、千里丘第1自転車駐車場の建替えて、利用者指導委託料で178万円ふえたという形なんですけれども、これ、今後ともこういう形でやられていくのか。それと、また、東側の、前回、本保委員からも言われました、前から課題になっております、JR敷地内の自転車をどうしていくのか。

また、JRとの協議がどのように進んでいるのか、その辺の現状をお聞かせいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

指導員につきましては、現在、2名配置させていただいております。時間につきましては朝の8時から16時まで、土曜、日曜も含めて配置をさせていただい

ております。第1自転車駐車場の建替え後につきましても、継続して配置する予定です。

それから、JR千里丘駅前広場の西日本旅客鉄道株式会社用地に自転車が大量に放置されているということにつきましては、十分認識をいたしております。市民等から苦情が寄せられた場合には、駅長や京都支社に連絡するとともに、京都支社を訪問して協議をいたしておるところでございます。

従前、西日本旅客鉄道株式会社京都支社の総務企画課と協議を進めておりましたが、現在は、総務企画課にあわせまして、施設課、営業課の担当も含めて協議をいたしておるところでございます。また、西日本旅客鉄道株式会社本社からも、千里丘駅前広場の確認に来られたと聞いております。

今後、解決に向けて協議を続行し、鋭意努力してまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 努力されているのはよくわかるんですけども、もう少し具体的な形で、過去、あの通路に関しまして、いろんな整理とかかれて、きのうも本会議場でありました、やっぱり点字ブロックが全然機能してないことは、本来はJRの責任かもわからないんですけども、過去、お聞きするところによると、工事中のときに協定書を結んで、あそこ、どういう形で管理していくかというような話もあったかのようにお聞きしていますので、その辺のところ、もう少し精査していただいた中で、あと、我々が見ていてもほんとにひやっとする、小さい子どもさんが歩いているところ、中学生、高校生が自転車でフルスピードで行くと。ほんとにあと何ミリかいうところで、衝突

とかいろんな傷害が起こるような形、危ない場面を多々目にするところでありまして、そういうときには、JRの敷地内ですから、責任はJRになるかわからないですけども、その管理責任という形になれば、市の方にもそういう管理責任が問われるという可能性も出てきますし、まず、市としても市民の安全が第一ということで、あくまでもJRの敷地内であっても、そのJRの敷地と、また、市の敷地の境目のところでそういう事態が起こり得る可能性も今のところ多々ありますので、だから、その辺のところ、JRと詰めをやって、JRがそういう形で整理ができないんだったら、市の方でそういう形ができないのか、その辺のところをもう一回お聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 大砂課長。

○大砂交通対策課長 ただいまご指摘のとおり、横断歩道を渡ったところに自転車が放置されている。また、放置されているために、点字ブロックのところを、障害をお持ちの方の車いす等も通れないといったような状況でございます。

駅前広場の中で、市の用地と、それから、一部、JRの用地がございます。JR用地の部分については、先ほどからおっしゃっていただいているような状況でございますけれども、本市といたしましては、広場の管理協定を結んだ中で、市ですべて管理させていただきたいと。管理することによって、駐輪ラック等を設置した上で、移動・保管も含め管理していくという形で投げかけておりますけれども、まず、管理協定がないという中で、今現在、協議が少し難航しているところでございます。

今おっしゃっていることにつきましては十分わかっておりますので、今後とも、

J Rの方に投げかけ、早急に解決できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 相手のあることなので、こちらの思いどおりにはならないかと思いますが、これは、やっぱり安心・安全なまちという形のもので、一刻も早い管理協定を結ばれて、市民の安全を確保していただくように、いま一度努力をお願いして、要望といたします。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。  
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時7分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第66号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時 9分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第59号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時12分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第61号、議案第62号及び議案第63号の審査を行います。

本3件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

本保委員。

○本保委員 それでは、議案第61号、62号、63号について、まとめてお聞かせをいただきたいと思ひます。

まず、4点にわたってお尋ねをしたいと思います。

1点目は、流域下水道のこの一元化につきましては、既に、本年11月30日の建設常任委員協議会において、もう議論がなされているところではございますし、一部、昨日の本会議場でも話が出たわけでありませうけれども、委員会の場で、再度、この一元化を実施した場合の縮減効果と、また、あわせて、実施しなかった場合のデメリットについて詳しくご説明をいただきたいと思ひます。

とりわけ、この消費税の部分の数字が非常に大きいものですから、この消費税率の変動によっては、一元化の影響というのは非常に大きいものと考えますので、この点についてのご意見をお聞かせいただきたいと思ひますし、また、この一元化、縮減効果があるという、その明確な根拠となる資料が作成されているのであれば、昨日もいろいろご答弁がありましたけれども、どうか、この点についても、どのようになっているのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

2点目は、大阪府から、本市に対して直接説明がなされているのかどうかということについてでありますけれども、昨日も、議場で、副市長からのご答弁がありまして、12月7日に説明があったと

いうことをございましたけれども、そのときの大阪府と本市との間にどのようなやりとりがあったのか、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思ひます。

3点目につきましては、府にこの資本費を支払うために、各市町村とも下水道使用料金を近々改定して、値上げをしなければならぬとの、この可能性を示唆した流域下水道組合の意見書が前回の協議会に出されました。これに対し本市はどのように考えておられるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

4点目には、この施設の更新と補修費についてでございますけれども、現地調査を行わずに資料を作成したという指摘が前回ありました。この点については、この資料の数値の信憑性が問われる原因となっていると考えておりますけれども、大阪府のこの提示されております資料の信憑性が、この先、大きく市民の皆様にもかかわってくる、また、本市の財政にもかかわってくる問題であると思ひますので、この点について、どのような根拠でもって削減効果が非常に高いと、年間2,670万円の削減効果が見込まれるというようなお話になったのか。この現地にも行っていない施設の改修について、更新と補修費ということを計上されていることについて、詳しい資料があれば、それをご提示をいただいている状況でありますので、ご提示をいただきたいということも考えておりますけれども、まず、この時点で説明を求めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 それでは、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の、一元化に伴います効果、それと、一元化できなかった場合の

デメリットというんですか、そういうご質問でございます。

まず、効果につきましては、先日の建設常任委員協議会でもご説明申し上げましたけれども、そのときに配付させていただいております資料にも記載しております。

まず、効果といたしましては5点ございます。

それは、縮減の方の効果、また、一部増になる要素もございます。その中で、縮減になる効果として大きいものは、まず1点目は、統合による人件費の縮減でございます。それと、委員もご指摘いただいておりますように、消費税納付額の減がございます。

また、一方、増になる要素といたしましては、改築とか更新の資本費の一部負担、これが私どもにとっては増になる要素でございます。

その他、水質の分析の業務委託料の問題とか、その他経費の縮減とかでございますけれども、そういうような中で、20年度から29年度までの大阪府の試算によりまして、私どもの摂津市分の軽減効果が、1年間当たり2,670万円ということで示させていただいております。

一方、一元化ができなかった場合のデメリットについてでございますが、今、ご説明申し上げましたように、一元化による人件費の縮減及び消費税納付額の減などの縮減効果は当然なくなってまいります。その一方で、改築更新事業費の一部の負担は求められます。

ということで、一元化しなかった場合は、今まで以上の負担増となりますので、下水道事業の経営におきましても、私どもは問題があると、このように認識いたしております。

それと、もう一つ、消費税の納付額の

減に伴います税率の話でございませうけれども、消費税率につきましては、現行の消費税率5%で試算いたしましたものをお示しさせていただきます。仮に、消費税が将来アップになりましたら、縮減効果はさらに大きくなるものというふうに私どもは考えております。

それと、順番逆になるかもわかりませうけれども、大阪府の資料でございませうけれども、これは、今、資料の提供ということもございましたので、後ほど、委員長の方とご相談申し上げて、対応してまいりたいと考えております。

その資料をもとに、私どもは、資本費の一部負担についての積み上げ、これは、大阪府より構成市町と合同での検討会議の中では説明を受けております。その資料もいただいたところでございます。

それは、先般も協議会で申し上げますように、10年間の更新改築計画を定められて、それを私どもの市町村負担分として、大阪府の公債費償還にあわせて負担していくというもので、30年間の償還表もいただいた中で、それを積み上げた内容が最終的な資本費の一部負担額の増要素であるというふうに認識もいたしております。

それに関連しまして、先般の協議会でご指摘もいただいております、組合の資料の件でございませうけれども、そういうご指摘もいただきましたので、その後、組合にも確認はさせていただきました。組合といたしましては、組合独自でデータを積み上げたものではございませうと。私どもがいただいております大阪府の資料をもとに、組合の意見としてこういう資料を作成したものでございませうという回答も得ております。

ただ、私どもは、常に申し上げますように、縮減効果の範囲内での資本

費負担ということは大阪府からも言われておりますけれども、一方で、組合職員は現場も熟知されておられますので、その意見は、私どももやっぱり真摯に受けとめた中で、今後、毎年開催されます流域下水道協議会の場で、大阪府より示されてまいります、その時点からの5か年の事業計画及び市町村負担額の見込み額の検証をその場で行ってまいりたいと、このように考えております。

続きまして、改築更新事業の計画策定に当たりまして、大阪府では、現地調査とか組合に確認していないとの件でございませうけれども、大阪府が作成いたしております改築更新計画は、過去から組合より提出されている要望内容を考慮して策定したものであると伺っておりますし、また、府における過去の改築、また、更新実績に基づきまして、施設ごとに目安となる年数を設定した上で、改築更新の事業費を積み上げたものであるというふうにも伺っております。

また、初めの5年分につきましては、流域下水道組合からの要望をもとに策定したと、このようにも説明を受けておるところでございませう。

以上でございませう。

○山本靖一委員長 2点目の、府からの説明があったのかという内容について、踏み込んで。

大阪府から摂津市の方へ説明へ来られたかということ。粟屋部長。

○粟屋土木下水道部長 申しわけございません。

大阪府から説明に来られたかという内容でございませうけれども、これも、昨日の本会議でご答弁申し上げたところでございませうけれども、いろいろ今の資料の信憑性、その他もございませうし、また、一方では、安威川の組合議会議長から3

点の申し入れ書、管理者初め我々副管理者も、11月27日付ですか、これでいただいております。

私ども構成市といたしましても協議いたしまして、12月5日で、管理者名でございますけれども、文書で大阪府に提出もさせていただいたところでございます。

さらに、先日、大阪府の副理事が来庁されまして、その折にも、当然、市長並びに副市長からも、強くその旨の申し入れを行ってまいりました。

副理事からは、この組合議会議長からの申し入れの3点目というのは、プロパー職員の現給保障の話でございますけれども、これはやっぱり非常に困難である。というのは、今現在おられる大阪府職員とのバランス上の問題もあって、やっぱり大阪府としてできるのは、組合へ採用されたときから大阪府の職員であったとみなしての給与体系、これは、バランス上、それ以上のことはできないという方向で説明も受けております。

それ以外の、1点目の、先ほどの、資本費の一部負担の資料であったり、2点目の、組合議会にかわるチェック機能の問題につきましては、これは、必ず約束は履行させていただきますというのを、市長並びに副市長に対しまして回答をいただいたところでございます。

以上でございます。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

今お話がありました、この1点目の、コスト縮減の、当面10年間の計画と30年間の償還表というのがお手元にあるということでした。

これ、当委員会の方には提出をしていただいておりますね。これは、資料提供を要望したいと思います。

そういったものをまた提示していただいて、やっぱりそれを見させていただいて、その中でまたしっかりと検討もして、私たちの意見がやはり出る部分もあるかと、そういう可能性もありますので、こういった状況の中で、先般も資料いただきましたけれども、やはり相対する資料を木村委員の方から、流域下水道組合に行っている委員さんとして提出をしていただかなかつたら、どういった実態であるのかということが全くわからないままで今回のことが進んでいった。これは非常に、議会として、また委員会として憂えることではないかというふうに感じております。

しっかりとそういった状況の説明をなされるときは、資料が出ているのであれば、協議会の中で資料の提示をしていただいて、それに基づいて、やはり両者を見比べてしっかりと、あらゆる資料をもとにやはり議論をするべきではなかったかなと、このように感じておりますので、この点強く、今後のこともございますので、きちっとした形で、委員会、協議会に対して取り組んでいただけるように申し入れおきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この消費税率の変動によっては、大きなやっぱりメリットが行政の方にあると、市民の皆さんにもそれが反映するというご答弁だったと思っておりますので、消費税の方は、私たちが直接介することではないですけれども、国としての方針ですけれども、やはり大きく変動するものが含まれているということで、メリットが非常に大きいということはただいまの説明でよくわかりました。

今、コスト削減のお話をさせていただきましたけれども、これにつきましても、やはり本当にこれでベストなのかという

ことは、今後しっかりと、また、行政の方の代表として取り組みをしていただくことになるかと思っておりますので、その点についてもお願いをしておきたいと思っております。

2点目の、府と市のやりとりということにつきましては、5日で文書も提出をしていただいで、しっかりと申し入れをしていただいたということでもありますけれども、こういったことにつきましても、今後ともしっかりと、一度そういうふう担保するようにと申し入れをされたからといって、これが決定した後、また状況が変化する可能性もありますので、しっかりと、今後とも、一元化をしたことに対してきちっと状況を見定め、随時、当委員会の方にもご報告をいただくと、きちんと情報公開をしていただくというふうな形で進めていただけるようお願いをしたいと思います。

あと、3点目ですけれども、流域下水道の、償還30年間に対して、近々、下水道料金を値上げしないといけないということに対してのご答弁は、はっきりとは、明確にはなされていなかったように感じましたものですから、これにつきましてはほんとに大丈夫なのかということですね。その裏づけというものがあつたでしたら、その裏づけとなるような資料をお持ちであるのかどうかと。また、この下水道料金の値上げはこのことが影響するものではないという、そういった確たる資料をお持ちでおっしゃっているのかどうかですね。その点については、先ほど、ご答弁の中で触れておられなかったと思っておりますので、この点については、もう一度ご答弁をいただきたいと思っております。

これは、市民の皆さんにとって一番、実際、生活にこたえてくるものでありま

す下水道料金、値上げが万が一こういった形で、先ほど、資本費の一部負担ということは、この全体の縮減の計画の中での範囲を超えるものではないといったことをご答弁いただいたと思うんですけども、それを裏づける資料等と、その裏づけについて、どうして言い切れるのかということですね。その辺についてお答えをいただきたいと思っております。この辺、しっかりと、はっきりしていただきたいと思っております。

それから、4点目の、この改修につきましては、組合の要望に基づいて作成をされているということでもありますけれども、この分につきましては、先ほど申されました、10か年計画の中に、この施設の修理・改修も含まれているのかどうか、そういった資料もあわせてあるのかどうか。

先ほどおっしゃった、当面10年間の計画書、30か年の償還表をお持ちだということでした。その中に、この流域の施設の改修等も含まれている資料であるのかどうかということですね。あれば、一つ出していただいたらいいわけですけども、別個のものであれば、これもぜひ資料の提出をしていただきたいと思うわけですけども、この点について、どのようなになっているのかお答えをいただきたいと思っております。

お願いします。

○山本靖一委員長 粟屋部長。

○粟屋土木下水道部長 それでは、今、ご質問いただいでます、2点だというふうに考えております。

まず、1点目の、この統合によります、一元化によります下水道使用料金の値上げに結びつかないかという内容でございます。

これにつきましては、先ほどのご質問

でもご答弁させていただいてますように、まず、縮減効果が大きいというふうに私どもは考えております。といいますのは、1回目と重複しますけれども、10年間の更新、または改築の事業計画を大阪府で定められて、それに基づく起債償還、それにあわせて、私ども市町なりの負担金が発生してまいります。それをこの10年間で比較したものが、先般の協議会でお渡しさせていただいた資料でございます。

それ以後、10年以後どうなるんだという話もございますけれども、一応、大阪府との打ち合わせ内容では、どこまでいっても、将来とも、一応、縮減効果の範囲内での資本負担であるというのは、これは、先日の協議会でも、資料をもちましてご説明申し上げたところでございます。

ということで、一元化にすることによる使用料の値上げ、これは、私どもは絶対あり得ないものだ。また、一元化にすることによって値上げの可能性があるのであれば、当然、我々としては一元化には反対してまいります。そういうことを当初から府にも申し上げた中で、交渉なり協議を進めてまいりましたので、これが理由で値上げになるというふうには私どもは考えておりません。

もう1点、10年間の更新計画の中の資料で、これは、先ほども一部申し上げておりますけれども、各処理場、ポンプ場、その中の各施設を積み上げていったものでございます。その中で、どの分が組合から要望されたものかというのは、正直、把握はようしておりません。ですから、資料の中で、提供させていただくのは、大阪府が積み上げておられます各処理場、各ポンプ場の、その施設ごとに何年度から更新をするとか、そういう資

料はございますし、それをもとにした償還表もございますし、それは、委員長とまたご協議の上、資料提供させていただきたいと。その中で、組合が要望したものがどうかという確認は、とれる範囲で必要でございましたらさせてもいただきたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 ありがとうございます。

このことによって、これが理由で値上げはないということで、今、ご答弁、ご断言いただきましたので、安心をいたしました。

また、もう1点の、組合の要望に基づいた施設改修の計画書が別途あるということでもございましたので、ぜひ提出お願いしたいと思います。

今、ご答弁でおっしゃっていただきましたように、組合がどの部分について改修を要望しているのかということについて、わかるのであれば、ぜひ明確にしていればと思いますので、よろしくお願いいたします。

4点にわたってご質問させていただき、また、きちんとご答弁をいただきましたので、理解いたします。

また、この件につきましては、今後、本当に取り組みというのが、行政の方から出ていただく方だけで、各代表の方が、いろいろな形で実現すれば、一元化すれば、協議していかれるわけですから、私たち委員会の方に、今回も、やはり資料提出等々おくれる部分とか、やはり行き届いていないという点につきましては、先ほども申しましたように、重々ご配慮いただいて、注意をいただいて、私たち委員会に対しても十分な連携がなされるように、お取り組みに対して、ぜひお願いしておきたいと思います。

先ほど、ちょっとお話がありました、

プロパーの職員の方の処遇に対しましては、現職とのバランスというものがあってというお話で、どうしても減給になるということでありました。このことにつきましては、規定というものがあると思えますけれども、その他待遇等について、くれぐれも、できるだけの配慮の上、善処してあげていただきたいと思います、そのように決定されるように要望しておきたいと思えます。

また、別途資料があるということですが、けれども、おおむね、先般の説明で、5年以内に施設の改修ということについては進めていくというようなお話もありましたので、この工事の開始までに必ず要望しておきたいんですけれども、現地に行っていて、大阪府の方からきちっと現地へ赴いていただいて、改修予定の表ができているのであれば、その予定表に上がっているところ全部をきちんと実施までに回っていただいて、現場をその目で見て、改修の優先順位というものを机上で図るのではなくて、現地視察を実施した上で改修の優先順位をぜひ決めていただきたいと思います。

この点については、かたがた要望しておきますので、よろしく願いいたします。

この点についても、しっかりと大阪府の方に、一元化されることにつきましては、申し入れとしてお願いをしておいていただきたいと思います、このように思えます。

いずれにしましても、今回の話を通して感じましたのは、やはりなかなかきちんとした情報公開というものが、市民に対しても、また、当委員会に対してもなされていないと。まだまだ行き届いていないと、そういったことを強く感じましたので、今後、情報公開を初め、住民の皆さんへの説明責任がきちっと果たせる

ように、大阪府に対しましても申し入れと、こういったことを含め十分な取り組みがなされるよう、要望として、質問を終わりたいと思えます。

○山本靖一委員長 資料については、後刻、また調整させていただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

野原委員。

○野原委員 おはようございます。

今、本保委員の方から、あらましというか、大体の疑問点は説明していただいたんですけれども。今、資料請求という形で言われてました、大阪府の方で事業計画がなされて、その資料があるという中で、先日、市の方から出された資料は、これをもとにしてつくられたという形の認識でよろしいかどうか。また、その資料があるんだったら、今言われたような形で、先に示していただいたら、これがより正確なものであるという確認ができたかと思えますので、今後こういう事態が起こったときには、そういう取り組みをしていただきたいと思いますということをお願いしておきます。

それと、協議会に対してであります、今までは、市民の代表である議会から出ていってもらって、そういうチェックをしていただいたものなんですけれども、今後は、なされるということになりましたら、各市町村の代表というんか、市長がその協議会の中の責任者という形でチェック機能を果たされるという考え方でいいのかどうか、そこの1点、お聞かせ願いたいと思えます。

それと、プロパー職員の方の身分保障の件なんですけれども、一応、ここに書いてありますように、大阪府の職員で、今まで働いてきた年数を、従来どおり加算した中で大阪府の職員として待遇する

という回答がきておりますので、これで給与が下がったりというのは、今までの給与が高過ぎたのかというような形、その辺がちょっと疑問に、そうなってきますと、今まで、負担分を、我々がそれを払い過ぎてたのかどうか。その辺のところがちょっと気になりますので、その辺がどういうことになっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 それでは、1点目でございます。

事業計画によるものなのかということでございますけれども、先ほど、本保委員さんの中でもご説明申し上げておりますけれども、私どもが協議会で提示させていただいた資料のうち、増になる要素は、あくまで資本費の一部負担でございます。それにつきましては、大阪府の事業計画が、10年間でございますけれども策定されておられます。それをもとに、起債の30年間の償還による年度ごとの市負担額、これが出ておまして、それを積み上げたものが、先般、協議会でお示した資料の内容となっております。

この資料につきましては、後日、また、委員長とご相談申し上げた上で、資料の提供もさせていただきたい、このように考えております。

2点目の、流域下水道協議会でございますけれども、今まで、当然、組合議会が、やっぱりいろいろ市民、または議会筋、また、市の意向等を受けて、チェック機能いうのを果たしていただいていたわけでございますけれども、これも、昨日の本会議でも一部ご答弁申し上げますけれども、まず、私どもといたしましては、構成市長、また、町長より、以前、意見書も出しております。その中でも、組合議会にかわるチェック機能を

引き継ぐものとして、流域下水道協議会は、構成市町の意向を十分反映できることを保障されたい旨の申し入れも行ってまいりました。

それによります府からの回答でも、貴構成市町の意向を十分に反映できる場として運営してまいりますという回答もいただいております。

先ほどなりのご答弁でも申し上げておりますように、大阪府と私どもの市長、副市長との話し合いの中でも、ある一定担保はできたと、このように考えておるところでございます。

ただ、実態の運営といたしましては、これも過日の協議会でお示しさせていただいております、まだ案ではございますけれども、あくまでも、まず一つは、流域ごとに協議会を設けますと。大阪府全体でやりますと、かなり大きく、広い話になりますので、やっぱりチェック機能を果たす上では、細部な点、その辺も必要になりますので、流域ごとの協議会でやっていこうと。その構成メンバーは、当然、私どもでしたら市長でございます。ただ、その下に、幹事会、また、実務者会というのも設けられておまして、そこでいろいろチェック機能も含めた中で、話し合いとしてもんだものを、最終的に、各首長クラスで構成されます協議会の場で最終判断していただくと、こういう内容になっておりますので、まず、我々実務担当者がどこまで努力できるか、これがまず第一だと考えております。

ただ、いろいろ議会筋からも、委員会からもやっぱりご議論いただいたところでございますので、その辺のやっぱりチェック機能が働くように、我々はこれは努力してまいりたい、このように考えておるところでございます。

プロパー職員の処遇でございますけれ

ども、これも、本保委員のご質問で申し上げておりますように、大阪府といたしましては、一つは、先ほど申し上げましたように、現在おられる府職員とのバランスの問題、それで、また、大阪府としては、給与に関する規則等もございます。そういう中で運用されておられまして、府として可能なのは、プロパー職員については、組合へ採用されたときから大阪府に採用されたときとみなした給与であるというのが、これは最大限の話です。こういう回答もいただいております。

ただ、今までもらい過ぎてたのかというと、これは、私ども、ちょっと評価は申し上げられませんが、安威川、淀川右岸流域下水道組合の給与体系は、これは管理者市である高槻市の給与ベース、これで給与を支給されておられますと、そういう内容でございますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。

給与に関しましては、そういう、勤められたときから、大阪府の職員としての待遇を今後していくという形で、その最大のところはきちり担保していただいた中で、その人らのやっぱり身分保障をしていただきたいと思っております。

それと、今のチェック機能、今まで、8流域の部分をもとめてやった分を流域別にやって、きめ細かいチェックができるというメリットが出てきているという部分もあるというような形でお聞かせいただいて、今後、当然そういう形では首長が責任を持って、その下で各部なり課なり、その辺がよりきめ細かいチェックをしていってもらって、責任を持っていってもらえるという、その思いを今お聞きしたんですけれども、そういう思いで、その責任を重く受けとめて、今後、チェッ

クしていかれるというのか。

そこだけ、もう1点、お聞かせ願いたいと思います。

○山本靖一委員長 粟屋部長。

○粟屋土木下水道部長 チェック機能の話でございますけれども、当然、先ほども一部申し上げますように、いろいろ議会の中でご審議もいただいております中で、やっぱり一番問題なのが、これによります市民負担の増にならないか。先ほどの本保委員の話でもございました、使用料料金の値上げにつながらないかという問題もやっぱり危惧されるところでございます。

その辺を、私どもがチェックできる場として、やっぱりこの協議会の場を生かしていきたい。先ほど、一部申し上げますけれども、その辺の歯どめは、各年度の協議会で、それ以降の5年間の更新、改築の事業計画であったり、また、それに伴います市負担額、これも示されることという約束になっております。

ということで、仮に、今、協議会があつて、即来年度の事業計画を、これいらいうたら大阪府も大変でございますから、どっちかいうたら意見が通りづらいと思っております。ただ、約束として、先ほど申し上げましたように、向こう5年間示していただけるものですから、その中でのやっぱり意見を申し上げて、平準化の問題もございますし、その辺で、やっぱりコスト縮減には努めてまいりたい、このように努力もしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 今お聞きしたような縮減効果の中で、我が市も、最大そういう形のメリットを賜るような形で今後もチェックしていただいて、絶対に公共料金の値上げにつながらないような、縮減効果の

中でやっていけるような形で、当市にもメリットがあるような形の財源を生み出していただくような形をお願いしておきます。

以上です。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

原田委員。

○原田委員 これまで、いろいろとご議論をされてきたわけでありまして、やはり議案第63号、解散に伴う財産の処分の問題であります。

特に、人材は宝であると、こういう立場から、大阪府もそのことの認識に立って、プロパー職員の身分移管を今回図られたわけであります。

そういう中で、いろいろな問題はまだ山積をいたしております。しかし、それは引き継いでいただくということをきちり言っていただくということをお願い申し上げますと同時に、先ほどからも出ておりますように、資本費の負担分が増えてくる。これは、あくまでも市民負担の増にかかわってくることであります。

本市は、まだまだ安威川以南の雨水管の整備、あるいはまだ公共下水道の工事がまだ残っておるところもございますし、それから、市債の残高がたくさんございます。そういったことの課題も、本市としては独自で考えておるわけありますから、そういった意味において、先ほどありましたように、市民負担の増大につながらないように、流域下水道協議会で、そこに十分反映をされるように、強く要望しておきたいと思っております。

これ等についても、大阪府の方で、下水道特会ということになりますので、また、大阪府議会の方で十分ご議論いただけるというふうに思っておりますので、そういったことを、当該の市町村として十分声を上げていく、そして、市民のい

わゆる暮らしを守っていく、この立場をしっかりとっていただくように要望しておきたいと思っております。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

木村委員。

○木村委員 府内には八つの流域下水道組合があって、七つの流域下水道組合がほぼ了解点に達した中で、安威川、淀川右岸流域下水道組合で意見書が提出をされて、全会一致でそのことが採択をされた。そういう中で、流域下水道組合議会あるいは協議会、そしてまた、摂津市の議会、協議会の中で、いろいろと議論をされて今日に至ってきたんですけれども、最終的には、組合議会が3点の要望事項を奥本管理者に提出をされたということに集約をされてまいりました。

しかし、淀川以南の七つの流域下水道組合の中でも、最近になって、この流域下水道組合が出した資料が出てるやないかと。我々の流域下水道組合ではこんな資料は出てないということで、十分議論が尽くせないというような意見も出てきておるようです。そういう点では、やはり安威川、淀川右岸流域下水道組合で意見書を採択される中でいろいろ議論をされてきたことは、やっぱり一定議会としてのチェック機能を果たしてきたんではないかと思っております。

その3項目の中で、とりわけ、経費の縮減問題、これは、大変、今日まで議論をされてきましたけれども、きょうの議論を聞いておっても、私はやはり少し納得がいかない部分があります。

それは、とりわけ、先ほど、本保委員も質問されたんですが、消費税の問題、先ほど、粟屋部長の方から答弁があって、この流域下水道組合の資料は、流域下水道組合として、バックデータはないけれども、大阪府の資料をもとにして、組合

の意見としてこれはつくったということなんですけれども、その意見書の中で、消費税の納付額の縮減は、構成市町で1億5,000万円程度が見込まれ、短期的には確かに大きな縮減効果があるように思われるけれども、借りた起債を返還し終わるまで30年かかると。それまでは、資本費負担額は毎年度増加する一方である。そのため、近い将来、府へ資本費を払うための、各市町とも、下水道使用料の改定が必要になるだろうということではなしに、なるということで、断定的にこういう資料が出てるんですね。

そしたら、この流域下水道組合がつくった資料が間違いなのかということ、この前確認をしました。その答えはまだ返っておりませんが、そしたら、その組合の意見としてつくった資料が、組合が間違ったのか。あるいはその大阪府の資料が間違っったのか。その辺のことを私は聞きたい。どこに間違いがあったのかということ、これははっきりしてもらわないと、この流域下水道組合に出してもらった資料が、断定的に下水道使用料の改定が必要になるということを言ってるんですよ。

だから、そういう点では、この資料が間違いであるか、ないかと、原因がどこにあるかどうかということをはっきりしてもらわないと、私たちは、市民に対して、これ、後々、使用料の改定が必要になったときに言いわけができないことになってきますから、その辺はもう一度お答え願いたいと思います。

それと、流域下水道組合、これは、大阪府の方は一応約束するということなんですけれども、どのような形で約束をされるのか。これ、協議会、先ほど来、出てますように、大阪府と各市の首長が入って協議会つくるわけですね。ところが、地

方自治体の中で、行政が提案してくることに對して、議会と対立する場合たくさんあります。市民とも対立する場合がたくさんあります。というのは、各種の使用料の値上げの問題、これは、やはり理事者と議会とはやっぱり意見が食い違ってくる場合があります。そういうときに、流域下水道協議会の中に市民代表出てないですし、議会代表も出てない。ということは、行政同士で話し合っ、一定の方針を出したことが、即議会が承認できるかどうか、市民が納得するかどうかということは、私は甚だ疑問だと思うんです。やはりその点をはっきりしておいてもらわないと、市民の意見が反映されない。先ほどもありましたけれども、これは、府議会の中の特別会計の中で処理されていくということになりますけれども、ややもすれば、やはり特別会計の中では隠れてしまう可能性も十分あります。

そういう点では、どのような形で大阪府の方が約束をしたのか、その辺のことについて、もう一度お答え願いたいと思います。

とりあえず、その2点に絞って。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 まず、今、ご指摘いただけてます1点目の、組合の資料の関係でございます。

先ほど、私も、組合がデータを積み上げたものでないというご答弁をさせていただいております。それは、あくまでも組合に確認したことでございます。その中で、組合としては、大阪府の、私どもが持っております資料でございますけれども、それを見た中で、この組合資料にも書いております、試算のところに出ております。単年度36億円の更新事業をするとした場合を仮定して、こういう文書になっておるわけでございます。

一応、単年度36億円の仮に工事があつたとしても、協議会でご指摘もいただきましたので、その後、我々は、金利3%、30年償還での償還額もチェックをかけました。その場においても、30年後ぐらいで、大体、摂津市にとっては、ほぼニアリーイコールになってまいるという試算結果も出ております。

そういう内容でございますので、私どもは、この流域下水道組合は、そこまでの細かい積み上げたものではないというふうに理解したところでございます。

もう1点、流域下水道協議会のチェック機能、市民代表、議会代表等が入っておらない。行政の担当者同士の協議会の場であるということでございます。

これは、確かにそういう内容となっております。この内容が、先ほどから申し上げておりますように、資本費の一部負担の問題が一番大きいと思っております。それ以後の維持管理運営の方法も流域下水道協議会の方で議論はなろうと思えますけれども、その中で、まず、1点は、やっぱり経費負担増とならないように、やっぱりこれはしっかり見ていきたい。ただ、市民代表とか議会代表の方がおられませんから、市民の声、また議会の声の問題につきましては、先日、大阪府の副理事が来られた場合も、市長並びに副市長の方から、その旨の意向は強く申し入れてこられたところでございますので、その辺は、私ども担当としては十分考えた中で、議会の意見もお伺いし、それをやっぱりその場で生かしていきたい、このように考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 繰り返しますけれども、部長ね、これ先ほどから答弁聞いてますと、36億円の問題も含めて、大阪府の資料を積み上げて、組合議会がつくった資料

ということですね、これは、先ほど来の答弁聞いてますと。そしたら、その流域下水道組合が積み上げる積算を間違っただということになるんですか。やっぱり正しいものを積み上げてやったものであれば、正しい結論が出てくるはずですよ。ところが、この最後の、下水道料金の改定が必要になるということを出している資料は、やはりこれは、私は、今の答弁からすれば間違いだということ組合議会として認めたいですか。そうなりますよ。

組合の方としても、やっぱり職員としてのプライドもありますし、そんな間違っただ資料をつくったということになれば大変なことになってきます。

そういう点では、積み上げた資料が間違ってたんか、組合議会が積み上げる方法を間違っただんか、その辺、もう一回ははっきり答弁してください。

それと、協議会の中で、先ほど答弁がありましたけれども、大阪府から来られて、約束されたということは、具体的に何を約束されたかということは、私ははっきりわかりません。

だから、そういう点では、どういう約束をされたんかね、その辺のことについても、副市長も出ておられたんですから、その辺、副市長の方からも一遍お答え願いたいと思います。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 まず、1点目の、組合の資料の関係でございますけれども、先ほど、ちょっとご答弁で言葉足らずやったかもわかりませんが、この資料の作成に当たっては、組合の更新なり改築の事業計画、これは、大阪府がつくられたものを組合も当然お持ちでございますから、それから判断されたという内容でございます。その判断の中として、こ

ここにも書いております更新計画では、ならしで毎年36億円程度の事業費だということで、それを積み上げていったら、縮減効果額以上になるだろうという旨の資料を作成された。

私が答弁させていただいておりますのは、その更新計画をもとに、これも大阪府でございますけれども、積み上げられた起債の償還表、これをもって、置きかえていきますと、縮減効果額以内におさまると、そういうふうにご答弁させていただいたつもりでございます。

ということで、組合で言う36億円に対する償還表までの組み立ては流域ではされなかったのかなと、このように考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 副市長。

○小野副市長 もともと、11月30日に協議会が開かれまして、高槻市の方に、副市長に面談を申し入れて、栗屋部長と宮川次長を連れて参りました。

そこで言ったのは、摂津市の状況としては非常に厳しいと、そういうことの中で、奥本管理者として、ここに対して強い危機感を持って対処していただきたいという申し入れをいたしました。

それは、具体的には、やはりまず管理者、副管理者で、この3点の申し入れについて回答をとということになっておりませんが、これはきちっと踏まえて、府に対して送達をされたいということを言いました。

それで、とりわけ、プロパーがつくられたと言われる、こういうことになるであろうということについては、払拭をする努力を、少なくとも、安威川の事務局長は高槻市から派遣している部長でありますから、そこできちっとやはり対応されたいと。これに対して我々が議論できない状況であるということを強く申し入

れをいたしました。

それで、もう一つは、管理者、副管理者が、少なくとも、副知事に、送達は別にして、面談をして、この3点の内容について、5市1町の厳しさはここにあるということ、きちっとやはり管理者、副管理者として副知事あたりに申し入れをしていただきたいということも申し上げてまいりました。

この中身は、もともと、今思い起こしますと、北摂には北大阪助役会があります。今は北大阪副市長会になっておりますが、去年、私、この問題につきまして、摂津は、この一元化問題を取り上げられたいということ、北摂の助役会で申し入れをいたしました。ただ、これは、池田なり豊中が入っておられないということで、全体になじまないということで、この7市の北大阪助役会には議題になりませんでした。

私は、本市のこの中身を聞いておりましたが、やはりきちっともう一度、この可決を願いたいわけでございますが、この協議会の記録なり委員会記録は、要点でまとめてやはり府に送達すべきではないかということ一つ思っております。

それで、2月1日にも北大阪副市長会がありますので、これは5市入っておりますから、ここでももう一度問題提議をしたいなということは思います。

それで、この前、7日の日でしたか、大阪府から来られました。そのときに、この3点の問題について、1点目は、まず、大阪府が出された資料に基づいて安威川、淀川右岸流域下水道組合がつくられたとなれば、ここに資料としてはあるんですが、府は、将来の府の資本費負担額は減額効果を上回らない、これは確約しますと、こういうふうに言っております。ただ、安威川、淀川右岸流域下水道

組合が、総額371億6,500万円を10年に割り戻してると、こういうことも書かれておりますから、大阪府として、きちっとこのことを安威川、淀川右岸流域下水道組合と話をし、そこできちっと、疑念があるなら払拭されたいと、これも大阪府に対して話をいたしました。

ただ、大阪府の副理事は、1番、2番については同感であります、これは必ず削減効果が出ますということを経理の前で言い切られました。市長の方も、こだわられたのは、なぜ安威川、淀川右岸流域下水道組合がこういうことを言われるのか、ここは晴れないと、ここをきちっとやはりされたいということを経理も副理事に対して申し入れを行ったところでもあります。

ただ、そのときに副理事が言われたことは、こういう広域下水道は、本来、法的には都道府県がやるものだ。この二元化になっていることは、すなわち、今日、今言いましたように、改築、改修の大きな計画が出ることは出るであろう。それを、今までみたいに、建設は府がやる、維持補修は市町村なり組合がやるということの中に、そこに非常にすき間があいて、まあ言えば、府はやったらええやないかと、維持補修に何ぼかかったって、市がやればええじゃないかということになりはしないかと。

そういったことで、この中身というのは、むしろ、私が申し上げたのは、そのときもちょっと市長も言われてましたけれども、地方分権の流れにいかんということの議論をいたしました、流れとは。いや、それは、大阪府としては、豊中方式、猪名川方式で、完全にもう建設も維持コストも全部やる方法でいけますか、それとも、大阪府一元化にいけますかと、この議論から始めた上で今日の議論

になっておりますから、その地方分権に戻るといふ議論については、その議論は相当いたしたつもりでございますと、こういうことも大阪府は言っておられるところであります。

それで、私は、2点目については、いづれにしても、透明性と情報公開をきちりしてもらわないと困ると。とりわけ、1番の問題は、私どもは非常にナーバスになっている。過去における下水道使用料、ミス問題もあって、値上げさせてもらってきた。府下的にも相当高いランクになる。これがはね返ってきたときに、非常に他市とは違ううちの事情があるということも申し上げてまいりました。

そういった中で、府としては、この中身については、必ず1番、2番は同感でありますということを経理に言われたことを覚えております。私ども、そこまで言われた中身でありますから、今後の協議会で、北摂の目は厳しいですよと、極めて厳しい目でチェックが入りますよと、それに耐えてもらわなきゃならない。このペーパーは机上のペーパーじゃありませんねと再度言いましたら、これは必ず削減効果出しますということでありましたので、それであれば、なおかつ、高槻市に対しても、大阪府に対しても、安威川のプロパーが言われていることをきちり払拭するなり、理解を得る努力をもう一度されたいということでもって、この前の面談が終わっております。

今、木村副委員長が言われたことも、私ども否定するつもりはございません。プロパーがつくられたものでありますから、この問題は、この常任委員会で一定の方向を出していただいても、改めて、私どもの方から、また部長の方から、安威川に対しましてこんな議論があると、まだこのところは議論が、我々答え切

れない部分があるということは事実でありますから、そこは、大阪府なり高槻市の管理者が、みずからの部長が事務局長に出向いておられますから、ここできちっと、もう一度、副市長に対して、もう一度このことをきちっともう一度説明をされたいということ、理解を求められたいということ、再度、強く申し入れをしたいという気持ちであります。

以上でございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 流域下水道組合がつくった資料の真贋性についてはこちら辺でおきますけれども、この資料に基づいて、こういう一元化の結果、下水道の使用料にはつながらないということ、先ほど、栗屋部長が断定的に言われました。これは非常に私は重いと思います。

だから、我々としては、そのことを、この一元化によって市民負担が増大しないということ、栗屋部長の答弁で確信をして、このことについてはその辺でおきたいと思えますけれども。

先ほど、副市長の方から答弁がありました、この流域下水道組合のこの前の協議会の中で、とりわけ厳しい意見を出された茨木市の福井議員、田中総司議員、そしてまた、高槻市の久保議員と、ちょうど偶然、副市長が行かれた日に私も面談をしてきました。

皆さんお互いに言われたことは、やはり木村さん、この組合議会が申し入れた3点の要望書というのは非常に重いですよ。このことについては、やっぱりきちりと各議会の中で問題提議していかなあかんと。できれば、付帯意見的なことも含めて検討していかないかんとということをおっしゃいました。

現実には、茨木市の方でも、田中総司議員の方から、この問題については、福井

さんに本会議で質問してもらおうと。向こうは、委員会付託ではなしに即決という形の中で、その3点についてきちりと押さえていくということもおっしゃってました。

そういう中で、先日開かれた茨木市の本会議の中でも、その3点についてきちりと福井議員の方から質問されてます。

また、高槻の久保議員にお会いしたときも、この問題については、やっぱり異口同音に、3点のこの要望というのは非常に重いものがあるから、木村さん、これについては、うちは山口議員の方から委員会で質問してもらいますということで、きのう、議論がされたようです。

この山口議員というのは、私がこの前の役選で議会へ出してもらって、一元化の提案を発案したときに、提案者として提案理由の説明を述べました。そのときに、山口議員が、賛成討論の中で、きちりといろいろなことを問題提議されましたし、そういう点では、多分、きのうの委員会の中でも、きちりとそのことは、行政経験者である山口議員の方から押さえをされておるといふうに確信をいたしております。

そういう中で、先ほど、副市長の方から答弁がありましたように、大阪府が来て、そういう、我々としては、100%そのことを信頼してええんかどうかということは、若干疑問は残りますけれども、一応、市長、副市長の前で大阪府がそういうことを約束されたということは、やっぱり重く受けとめていきたいと思えますし、決して、一元化によって最終的に市民がそのことを背負っていかなければならないということにならないという確信は持てませんけれども、何となく理解ができるということになってきましたので、そういう点では、先ほど、副市長の方か

ら申し上げられたように、この問題については、単に申し入れをすとか、要望するとかいう形ではなしに、直接、私が先日の賛成討論の中でも申し上げましたように、副管理者として森山市長が奥本管理者に対して、これは大阪府に直接持って行って、いろいろなことを確認して、大阪府に伝えてもらいたいということを申し上げましたけれども、そういう形をきっちりととってもらって、後の対応が間違いの起こらないように、しっかりと押さえをしてもらうということを要望しておきたいと思えます。

以上で終わります。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時12分 休憩)

(午前11時14分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第57号の審査を行います。

補足説明を求めます。

池田部長。

○池田水道部長 議案第57号、平成19年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回提案させていただいた補正予算の内容は、公営企業債の補償金免除繰上償還の補正及び財団法人摂津市土地開発公社への貸付金の補正を行うためのものがございます。

まず、補正予算書の2ページの、補正予算実施計画書により補足説明をさせていただきます。

資本的支出の、款1、資本的支出、項2、企業債償還金、目1、企業債償還金は、2億1,474万9,000円を増額するもので、これは、公営企業金融公庫から借り入れております公営企業債の

元金を繰上償還するためのものがございます。

なお、平成19年度公的資金補償金免除繰上償還制度につきましては、水道部が、公営企業金融公庫から、過去に起債いたしました公営企業債のうち、利率が年6%以上の高金利の公営企業債が対象でございます。

具体的には、水道部が実施いたしました、第三次拡張事業、第四次拡張事業及び配水管整備事業の中で、昭和57年から平成2年に起債いたしました、年利7.4%から6.3%の合計7本、未償還残高2億1,474万8,332円の公営企業債が対象となっております。

今回の補正予算にあわせまして、国及び大阪府には、平成19年度から平成23年度までの公営企業経営健全化計画案も提出しているところでございますが、そういったことが評価されて、国及び大阪府から全額繰上償還が認められますと、今後、平成29年度までの間に、約3,756万円の支払利息削減効果が期待できるものがございます。

次に、項3、貸付金、目1、貸付金は、5億円を増額するもので、これは、財団法人摂津市土地開発公社に資金の貸付を行うためのものがございます。

なお、貸付の実行時期は平成20年3月、貸付期間は6月ごとの継続的貸付。貸付利率は、水道部が定期預金をする場合の利率と、財団法人摂津市土地開発公社が金融機関から借り入れる場合の利率の平均利率とする予定でございます。これにより、水道部は、定期預金をした場合に比べ、年間約356万円、財団法人摂津市土地開発公社も金融機関から借り入れをした場合に比べ、年間約356万円のメリットを見込めるものがございます。

以上、補正予算（第2号）の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時17分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○山本靖一委員長 再開します。

討論に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第56号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第59号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第62号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第63号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第66号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

（午前11時21分 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 本保加津枝